

休廃止鉦山鉦害防止等工事費補助金

(休廃止鉦山鉦害防止工事費)

交 付 要 綱

(表紙裏紙)

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和46年7月13日

改正	46	保	第	7	8	9	号
	47	保	第	1	0	2	号
	48	立	局	第	2	7	号
	49	立	第	3	2	2	号
	49	立	第	1	2	3	号
	50	立	第	1	2	5	号
	50	立	第	1	2	6	号
	51	立	第	2	5	5	号
	53	立	第	1	5	6	号
	54	立	第	1	9	9	号
	55	立	第	6	7	0	号
	56	立	第	4	8	3	号
	56	立	第	1	1	8	号
	60	立	第	1	7	6	号
	61	立	第	8	7	6	号
	63	立	第	8	5	6	号
	元	立	第	1	3	1	号
	7	立	第	2	3	4	号
	8	立	第	1	1	7	号
		平成09・05・12	立	第	4		号
		平成10・05・13	立	第	1		号
		平成11・05・25	立	第	2		号
		平成12・12・06	立	第	4		号
		平成14・03・25	財原	第	3		号
		平成14・07・01	財原	第	1		号
		平成15・07・02	財原	第	1		号
		平成17・03・25	財原	第	1		号
				20120919	財商	第	2
				20160323	財商	第	1
				20210507	財保	第	1

通商産業大臣 田 中 角 栄

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱

第1章 総 則

（通 則）

第1条 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目 的）

第2条 補助金は、休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。以下同じ。）に係る鉱害及び危害を防止するため地方公共団体が行う工事を促進し、及び第26条第1項各号に掲げる鉱山に係る鉱害を防止するため坑廃水処理を行う者（以下「坑廃水処理事業者」という。）に対し、当該坑廃水処理に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る鉱害及び危害の防止を図ることを目的とする。

第2章 地方公共団体に対する補助

(交付の対象)

第3条 産業保安監督部長及び産業保安監督部支部長又は那覇産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長」という。）は、前条の目的を達成するため、休廃止鉱山のうち鉱害又は危害を防止する義務を有する者が、無資力であり、又は現存しないもの（以下「補助対象鉱山」という。）について、地方公共団体が実施する鉱害防止工事又は危害防止工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を予算の範囲内において補助金として交付する。

2 前項の補助金の額は、補助対象経費の4分の3を限度とし、補助金の交付決定額の下限は事業の実施が特に必要と認められるものを除き、原則100万円とする。

(補助対象工事及び費用)

第4条 前条第1項の交付の対象となる鉱害防止工事又は危害防止工事（以下「補助事業」という。）の内容は次の表のとおりとし、工事費の費目、費目の内容及び算定基準は、別表1に定めるところによる。

補助事業の種類		事業の内容
鉱害防止工事	A 鉱害防止工事	たい積された捨石又は鉱さいの切取り及び運搬 かん止堤及びよう壁の築造又は改修 山腹水路、沢水排水路、非常排水路及びたい積場内 雨水排除のための暗渠及び開渠の設置又は改修 かん止堤の法面及びたい積物表面の保護 たい積場集水地域内の流木、土石止め施設の設置又は改修 坑道密閉、坑廃水の集水、導水又は処理（沈でん物のたい積等を含む。）施設の設置又は改修 用水路及び飲料水の給水施設の設置又は改修 鉱山施設に残存する有害物質の流出又は飛散の防止 露天掘跡の埋め戻し 並びにこれらの工事に附帯する工事 （ただし、用水路及び飲料水の給水施設については、他省の所掌に係るものを除く。）
	B 坑廃水処理	坑道及びたい積場等鉱山の施設に起因する坑廃水の処理
	C 施設の保全工事	鉱害防止工事完成後における施設の保全工事
危害防止工事	D 危害防止工事	坑口の閉そく及び残壁の整形及び崩壊防止施設の設置又は改修並びにこれらの工事に附帯する工事

(交付の申請)

第5条 地方公共団体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1の補助金交付申請書に様式2の工事計画書及び様式3の工事費明細書を添えて要綱附則に定める地域を所轄する産業保安監督部長に別表2に定める期限までに提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 地方公共団体は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく状況報告、第14条の規定に基づく事故の届出、第16条に基づく着手又は再開の届出、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第20条第1項若しくは第2項の規定に基づく支払請求又は第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）、については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 産業保安監督部長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第8条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令又は第24条第3項の規定に基づく承認又は同条第5項に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付の決定の通知)

第8条 産業保安監督部長は、交付を決定したときは、その内容及び条件を記載した様式4の交付決定通知書をもって補助金の交付を申請した地方公共団体に通知するものとする。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 産業保安監督部長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた地方公共団体は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請取下げをしようとする地方公共団体は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に様式5の取下届を産業保安監督部長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第10条 第8条の決定を受けた地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は、様式6の補助事業の計画変更承認申請書を産業保安監督部長に提出しなければ

ばならない。

(1) 補助事業を廃止又は90日以上中止しようとするとき

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）

(3) 経費の配分を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）

2 産業保安監督部長は、前項の変更を承認したときは、その内容及び条件を記載した様式7の計画変更承認通知書をもって補助事業の変更承認を申請した補助事業者に通知するものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、産業保安監督部長に届けなければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、産業保安監督部長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 産業保安監督部長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は産業保安監督部長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を産業保安監督部長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 産業保安監督部長が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が産業保安監督部長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、産業保安監督部長は次の各

号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
また、補助事業者から債権を譲り受けた者が産業保安監督部長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 産業保安監督部長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 産業保安監督部長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、産業保安監督部長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、産業保安監督部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業年度の工事の毎四半期（第4四半期を除く。）の進捗状況を当該四半期の終了後20日以内に様式8の工事進捗状況報告書をもって産業保安監督部長に報告しなければならない。

(事故の届出)

第14条 補助事業者は、次に掲げる場合は、産業保安監督部長に様式9又は様式10をもってその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(1) 補助事業の着手時期を著しく延期しようとするとき（様式9）

(2) 補助事業を30日以上中止しようとするとき（様式9）

(3) 補助事業が予定期日までに完了できないと見込まれるとき（様式10）

(産業保安監督部長の指示)

第15条 産業保安監督部長は、前条の届出を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、様式11により届出をした補助事業者に必要な措置を遅滞なく指示するものとする。

(着手又は再開の届出)

第16条 補助事業者は、次に掲げる場合は、様式12により産業保安監督部長に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(1) 第8条第1項の交付の決定に基づき補助事業に着手したとき

(2) 第10条第1項の承認を受けて中止した補助事業を再開したとき

(3) 第14条の指示を受けて延期又は中止した補助事業に着手又は再開したとき

(実績報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式13の実績報告書に様式14の工事報告書及び様式15の工事費決算書を添えて産業保安監督部長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が翌年度に繰り越される場合は、前項の規定に準じて当該年度の実績報告書等を提出するほか翌年度以降の補助事業の遂行計画を翌会計年度の4月30日までに産業保安監督部長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、産業保安監督部長は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

- 第18条 産業保安監督部長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、様式16により補助事業者に通知しなければならない。
- 2 前項の補助金の確定額は、補助対象経費について費目ごとの実支出額に4分の3を乗じて得た額と費目ごとに配分された経費に対応する補助金の額を比較して、いずれか少ない方の額の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。
- 3 産業保安監督部長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式17により速やかに産業保安監督部長に報告しなければならない。
- 2 産業保安監督部長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく返還については、前条第4項の規定を準用する。

(支払の請求)

- 第20条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、第18条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、様式18の支払請求書を経済産業大臣（補助対象鉱山の所在地が沖縄県であるものに限る。以下同じ。）又は経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了以前に、これに必要な経費の一部の支払を受けようとするときは、様式19の支払請求書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(経 理)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿に記載するとともに、会計帳簿及び収支に関する証票類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付決定の取消し等)

第22条 産業保安監督部長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 補助金の交付の決定又は変更の承認に際して付した条件に違反したとき
 - (2) 第10条第1項、第13条、第14条、第16条若しくは第17条の規定又は第15条の指示に違反したとき
 - (3) 補助金をその交付の対象となっている用途以外に使用したとき
 - (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (5) 補助事業が完了する見込みがないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 産業保安監督部長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 産業保安監督部長は、前項の返還を命ずるとき（第1項第6号に掲げる場合を除く。）は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18条第4項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式20による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、第17条第1項に定める報告書に、様式21の取得財産明細書を添付しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用による増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 施行令第14条第1項第2号の規定に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める

期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式22による財産処分承認申請書を産業保安監督部長に提出して承認を得なければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分することにより収入があったときは、遅滞なく様式23による財産処分収入報告書を産業保安監督部長に提出しなければならない。
- 5 産業保安監督部長は、前項の収入があったときは、その収入の一部の納付を補助事業者に対して命ずることができる。ただし、納付を命ずることのできる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
- 6 前項の納付については、第18条第4項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

第3章 坑廃水処理事業者に対する補助

(交付の対象)

第26条 産業保安監督部長は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる鉱山（以下「坑廃水処理補助対象鉱山」という。）において坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理事業であって、関係地方公共団体が実施する必要があると認めるものについて、当該事業に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の部分（以下「坑廃水処理補助対象経費」という。）の一部を予算の範囲内において補助金として交付する。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 鉱業権の消滅している鉱山

(2) 鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山

- 2 前項の補助金の額は、坑廃水処理補助対象経費の4分の3を限度とし、補助金の交付決定額の下限は事業の実施が特に必要と認められるものを除き、原則100万円とする。

(補助対象工事及び費用)

第27条 前条第1項の交付の対象となる坑廃水処理（以下「坑廃水処理補助事業」という。）の内容は、坑道及びたい積場等鉱山施設に起因する坑廃水の処理（坑廃水の集水、導水及び処理（沈でん物のたい積等を含む。）施設の改修並びにこれらの工事に附帯する工事を含む。）とし、工事費の費目、費目の内容及び算定基準は、別表1に定めるところによる。

(交付の申請)

第28条 坑廃水処理事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、様式24の補助金交付申請書に様式25の工事計画書及び様式26の工事費明細書を添えて要綱附則に定める地域を所轄する産業保安監督部長に別表2に定める期限までに提出しなければならない。

2 坑廃水処理事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（坑廃水処理補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29条 坑廃水処理補助事業者は、第28条の規定に基づく交付の申請、第32条の規定に基づく申請の取下げ、第33条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第36条の規定に基づく状況報告、第37条の規定に基づく事故の届出、第39条に基づく着手又は再開の届出、第40条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第42条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第43条第1項若しくは第2項の規定に基づく支払請求又は第46条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）、については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第30条 前条の規定により行われた交付申請等に係る第31条第1項の規定に基づく通知、第33条第1項の規定に基づく承認、第38条の規定に基づく指示、第41条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、第42条第2項の規定に基づく返還命令、第45条第1項の規定に基づく取消し、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令又は第47条第3項の規定に基づく承認又は同条第5項に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付の決定の通知)

第31条 産業保安監督部長は、補助金の交付を決定したときは、その内容及び条件を記載

した様式27の交付決定通知書をもって補助金の交付を申請した坑廃水処理事業者に通知するとともに、交付決定通知書の写しを関係地方公共団体の長に送付するものとする。

- 2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 産業保安監督部長は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 産業保安監督部長は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 産業保安監督部長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第32条 前条第1項の通知を受けた坑廃水処理事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請取り下げをしようとする坑廃水処理事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に様式28の取下届を産業保安監督部長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第33条 第31条第1項の交付の決定を受けた坑廃水処理事業者（以下「坑廃水処理補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は、様式29の坑廃水処理補助事業の計画変更承認申請書を産業保安監督部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 坑廃水処理補助事業を廃止又は90日以上中止しようとするとき
 - (2) 坑廃水処理補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）
 - (3) 経費の配分を変更しようとするとき（ただし、別表3に定める軽微な変更は除く。）
- 2 産業保安監督部長は、前項の変更を承認したときは、その内容及び条件を記載した様式30の計画変更承認通知書をもって坑廃水処理補助事業の変更承認を申請した坑廃水処理補助事業者に通知するとともに、計画変更承認通知書の写しを関係地方公共団体の長に送付するものとする。

(契約等)

第34条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、坑廃水処理補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

- 2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、産業保安監督部長に届けなければならない。

- 3 坑廃水処理補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、坑廃水処理補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 坑廃水処理補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、坑廃水処理補助事業の運営上、当該事業者でなければ坑廃水処理補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、産業保安監督部長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、坑廃水処理補助事業者は産業保安監督部長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、坑廃水処理補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、坑廃水処理補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第35条 坑廃水処理補助事業者は、第31条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を産業保安監督部長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 産業保安監督部長が第41条第1項の規定に基づく確定を行った後、坑廃水処理補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、坑廃水処理補助事業者が産業保安監督部長に対し、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、産業保安監督部長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、坑廃水処理補助事業者から債権を譲り受けた者が産業保安監督部長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者による債権譲渡後も、坑廃水処理補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら坑廃水処理補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書に基づいて坑廃水処理補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、産業保安監督部長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令第42条の2の規定に基づき、産業保安監督部長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第36条 坑廃水処理補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業年度の工事の毎四半期（第4四半期を除く。）の進捗状況を当該四半期の終了後20日以内に様式31の工事進捗状況報告書をもって産業保安監督部長に報告しなければならない。

(事故の届出)

第37条 坑廃水処理補助事業者は、次に掲げる場合は、様式32又は様式33をもって産業保安監督部長にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

- (1) 坑廃水処理補助事業の着手時期を著しく延期しようとするとき（様式32）
- (2) 坑廃水処理補助事業を30日以上中止しようとするとき（様式32）
- (3) 坑廃水処理補助事業が予定期日までに完了できないと見込まれるとき（様式33）

(産業保安監督部長の指示)

第38条 産業保安監督部長は、前条に基づく届出を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、様式34により届出をした坑廃水処理補助事業者に必要な措置を遅滞なく指示するものとする。

(着手又は再開の届出)

第39条 坑廃水処理補助事業者は、次に掲げる場合は、様式35により産業保安監督部長に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

- (1) 第31条第1項の交付の決定に基づき坑廃水処理補助事業に着手したとき
- (2) 第33条第1項の承認を受けて中止した坑廃水処理補助事業を再開したとき
- (3) 第37条の指示を受けて延期又は中止した坑廃水処理補助事業に着手又は再開したとき

(実績報告)

第40条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業が完了した日、若しくは坑廃水処理補助事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに様式36の実績報告書に様式37の工事報告書及び様式38の工事費決算書を添えて産業保安監督部長に提出しなければならない。

- 2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業が翌年度に繰り越される場合は、前項の規定に準じて当該年度の実績報告書等を提出するほか翌年度以降の坑廃水処理補助事業の遂行計画を翌会計年度の4月30日までに産業保安監督部長に提出しなければならない。
- 3 坑廃水処理補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 坑廃水処理補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、産業保安監督部長は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第41条 産業保安監督部長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件

に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、様式39により坑廃水処理補助事業者に通知するとともに確定通知書の写しを関係地方公共団体の長に送付するものとする。

- 2 前項の補助金の確定額は、坑廃水処理補助対象経費について費目ごとの実支出額に4分の3を乗じて得た額と費目ごとに配分された経費に対応する補助金の額を比較して、いずれか少ない方の額の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。
- 3 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、坑廃水処理補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第42条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式40により速やかに産業保安監督部長に報告しなければならない。
- 2 産業保安監督部長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく返還については、前条第4項の規定を準用する。

(支払の請求)

- 第43条 坑廃水処理補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、第41条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、様式第41の支払請求書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 坑廃水処理補助事業者は、前項の規定にかかわらず、坑廃水処理補助事業の完了以前にこれに必要な経費の一部の支払を受けようとするときは、様式42に支払請求書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(経 理)

- 第44条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業の経理については、坑廃水処理補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿に記載するとともに会計帳簿及び収支に関する証票類を坑廃水処理補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第45条 産業保安監督部長は、坑廃水処理補助事業者が次の各号の一に該当するときは補助金の交付の決定を取消することができる。
- (1) 補助金の交付の決定又は変更の承認に際して付した条件に違反したとき
 - (2) 第33条第1項、第36条、第37条、第39条若しくは第40条の規定又は第38条の指示に違反したとき
 - (3) 補助金をその交付の対象となっている用途以外に使用したとき

- (4) 坑廃水処理補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (5) 坑廃水処理補助事業が完了する見込みがないとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、坑廃水処理補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (7) 別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 産業保安監督部長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 産業保安監督部長は、前項の返還を命ずるとき（第1項第6号に掲げる場合を除く。）は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第41条第4項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第46条 坑廃水処理補助事業者は、取得財産等については、坑廃水処理補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 坑廃水処理補助事業者は、取得財産等について、様式43による取得財産管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 坑廃水処理補助事業者は、取得財産等について、第40条第1項に定める報告書に、様式44の取得財産明細書を添付しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第47条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 施行令第14条第1項第2号の規定に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び耐用年数省令に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
 - 3 坑廃水処理補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式45による財産処分承認申請書を産業保安監督部長に提出して承認を得なければならない。
 - 4 坑廃水処理補助事業者は、第2項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分することにより収入があったときは、遅滞なく様式46による財産処分収入報告書を産業保安監督部長に提出しなければならない。
 - 5 産業保安監督部長は、前項の収入があったときは、その収入の一部の納付を坑廃水処理補助事業者に対して命ずることができる。ただし、納付を命ずることのできる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
 - 6 前項の納付については、第41条第4項の規定を準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第48条 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、坑廃水処理補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 坑廃水処理補助事業者は、坑廃水処理補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。坑廃水処理補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も坑廃水処理補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は坑廃水処理補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第49条 坑廃水処理補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

（指定鉱害防止事業機関等による坑廃水処理の実施）

第50条 産業保安監督部長は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「特措法」という。）第13条第1項の規定により経済産業大臣が指定する者（以下「指定鉱害防止事業機関」という。）が坑廃水処理補助事業を坑廃水処理補助事業者から引き継いで実施する坑廃水処理補助対象鉱山については、第26条から第49条の規定は指定鉱害防止事業機関について準用するものとする。この場合において、「坑廃水処理事業者」とあるのは「指定鉱害防止事業機関」と、「自己の採掘活動」とあるのは「指定鉱害防止事業機関に坑廃水処理事業を引き継いだ坑廃水処理事業者の自己の採掘活動」と読み替えるものとする。

2 産業保安監督部長は、特措法第30条第1項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、他の指定鉱害防止事業機関及びその他の経済産業省令で定める者（以下「機構等」という。）が坑廃水処理補助事業を指定鉱害防止事業機関から引き継いで実施する坑廃水処理補助対象鉱山については、第26条から第49条の規定は機構等について準用するものとする。この場合において、「坑廃水処理事業者」とあるのは「機構等」と、「自己の採掘活動」とあるのは「最初に指定鉱害防止事業機関に坑廃水処理事業を引き継いだ坑廃水処理事業者の自己の採掘活動」と読み替えるものとする。

3 第1項又は前項の坑廃水処理補助対象鉱山のうち、別表4に掲げる坑廃水処理補助対象鉱山については、第26条中、「自己の採掘活動」とあるのは「特措法第13条第3項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入」と読み替えるものとする。

附 則

1. この要綱は、交付の日（昭和56年7月1日）から施行し、昭和56年4月1日以降

に着手した事業について適用する。ただし、坑廃水処理補助事業については、昭和56年7月1日以降に着手した事業について適用する。

2. 昭和56年度における坑廃水処理補助事業に係る補助金交付申請の提出期限については、別表2に定めるところにかかわらず昭和56年10月31日とする。
3. 補助金の交付を申請しようとする者が、この要綱の規定により提出すべき書類は、正本1通、複本2通とする。
4. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、北海道通商産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北鉱山保安監督部長	東北通商産業局長
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北鉱山保安監督部 関東支部長	関東通商産業局長
岐阜県、愛知県、三重県 石川県、富山県	中部近畿鉱山保安監督部長	中部通商産業局長
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	中部近畿鉱山保安監督部 近畿支部長	近畿通商産業局長
岡山県、広島県、山口県、 島根県、鳥取県	中国四国鉱山保安監督部長	中国通商産業局長
香川県、愛媛県、高知県、 徳島県	中国四国鉱山保安監督部 四国支部長	四国通商産業局長
福岡県、長崎県、佐賀県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、九州通商産業局長)

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、通商産業省組織令の一部を改正する政令及び通商産業省組織規程の一部を改正する省令の施行の日（平成元年7月1日）から施行する。
2. この要綱による改正後の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱の様式は平成元年度予算に係るものから適用する。

附 則

1. この要綱は、平成7年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、別表1に掲げる工事費算定基準の工事雑費については、平成6年度予算に係る補助事業から適用し、また、第18条、第19条、第37条及び第38条の規程については、昭和46年度以降の予算に係る補助事業により取得した財産について、適用することとする。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道鉱山保安監督部長 （第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。）	北海道鉱山保安監督部長 （第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、北海道通商産業局長。）
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北鉱山保安監督部長	東北通商産業局長
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北鉱山保安監督部 関東支部長	関東通商産業局長
岐阜県、愛知県、三重県 石川県、富山県	中部近畿鉱山保安監督部長	中部通商産業局長

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿鉱山保安監督部 近畿支部長	近畿通商産業局長
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国鉱山保安監督部長	中国通商産業局長
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国鉱山保安監督部 四国支部長	四国通商産業局長
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、九州通商産業局長)
沖縄県		那覇鉱山保安監督事務所長

附 則

この要綱は、平成8年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成13年1月6日から施行する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
-----------------------------	-----	-------

北海道	北海道鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関東東北鉱山保安監督部長	東北経済産業局長
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、長野県、東京都、神奈川県、山梨県、千葉県	関東東北鉱山保安監督部 関東支部長	関東経済産業局長
岐阜県、愛知県、三重県、石川県、富山県	中部近畿鉱山保安監督部長	中部経済産業局長
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿鉱山保安監督部 近畿支部長	近畿経済産業局長
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国鉱山保安監督部長	中国経済産業局長
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国鉱山保安監督部 四国支部長	四国経済産業局長
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、九州経済産業局長)
沖縄県		那覇鉱山保安監督事務所長

附 則

1. この要綱は、平成14年度予算に係る補助事業から適用する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
	北海道鉱山保安監督部長	北海道鉱山保安監督部長

北海道	(第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	(第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関東東北鉱山保安監督部長	東北経済産業局長
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、長野県、東京都、神奈川県、山梨県、千葉県	関東東北鉱山保安監督部 関東支部長	関東経済産業局長
岐阜県、愛知県、三重県、石川県、富山県	中部近畿鉱山保安監督部長	中部経済産業局長
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿鉱山保安監督部 近畿支部長	近畿経済産業局長
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国鉱山保安監督部長	中国経済産業局長
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国鉱山保安監督部 四国支部長	四国経済産業局長
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇鉱山保安監督事務所長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	那覇鉱山保安監督事務所長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、原子力安全・保安院長)

附 則

1. この要綱は、平成14年7月10日から適用する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理		
---------------	--	--

補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、東北経済産業局長。)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北鉱山保安監督部 関東支部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北鉱山保安監督部 関東支部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、関東経済産業局長。)
岐阜県、愛知県、三重県 石川県、富山県	中部近畿鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中部経済産業局長。)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	中部近畿鉱山保安監督部 近畿支部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿鉱山保安監督部 近畿支部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、近畿経済産業局長。)
岡山県、広島県、山口県、 島根県、鳥取県	中国四国鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中国経済産業局長。)
香川県、愛媛県、高知県、 徳島県	中国四国鉱山保安監督部 四国支部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国鉱山保安監督部 四国支部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、中国経済産業局長。)

	項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、四国経済産業局長。)
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州鉱山保安監督部長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇鉱山保安監督事務所長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	那覇鉱山保安監督事務所長 (第15条第1項及び第2項並びに第34条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、原子力安全・保安院長)

附 則

この要綱は、平成15年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第16条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第16条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあっては、)

	。)	ては、東北経済産業局長 。)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	関東東北産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあっ ては、関東経済産業局長 。)
岐阜県、愛知県、三重県、 石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中部近畿産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあっ ては、中部経済産業局長 。)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあっ ては、近畿経済産業局長 。)
岡山県、広島県、山口県、 島根県、鳥取県	中国四国産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中国四国産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあっ ては、中国経済産業局長 。)
香川県、愛媛県、高知県、 徳島県	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあっ ては、四国経済産業局長 。)
福岡県、長崎県、佐賀県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	九州産業保安監督部長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあっ ては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請	那覇産業保安監督事務所長 (第16条第1項及び第2 項並びに第36条第1項及 び第2項に規定する支払請

	求書を提出する場合に限る。 。)	求書を提出する場合にあつては、原子力安全・保安院長)
--	---------------------	----------------------------

附 則

1. この要綱は、平成24年9月19日から適用する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部東北支部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、東北経済産業局長。)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、長野県、東京都、神奈川県、山梨県、千葉県	関東東北産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、関東経済産業局長。)
岐阜県、愛知県、三重県、石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、中部経済産業局長。)
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿産業保安監督部近畿支部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿産業保安監督部近畿支部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、中部経済産業局長。)

	求書を提出する場合に限る。 。)	求書を提出する場合にあつては、近畿経済産業局長。 。)
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。 。)	中国四国産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、中国経済産業局長。 。)
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。 。)	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、四国経済産業局長。 。)
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。 。)	九州産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。 。)	那覇産業保安監督事務所長 (第17条第1項及び第2項並びに第36条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、経済産業大臣)

附 則

1. この要綱は、平成28年度予算に係る補助事業から適用する。
2. この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る)	北海道産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、経済産業大臣)

	。)	ては、北海道経済産業局長。 。)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあつ ては、東北経済産業局長 。)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	関東東北産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあつ ては、関東経済産業局長 。)
岐阜県、愛知県、三重県、 石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中部近畿産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあつ ては、中部経済産業局長 。)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあつ ては、近畿経済産業局長 。)
岡山県、広島県、山口県、 島根県、鳥取県	中国四国産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中国四国産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあつ ては、中国経済産業局長 。)
香川県、愛媛県、高知県、 徳島県	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合に限る 。)	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第17条第1項及び第2 項並びに第37条第1項及 び第2項に規定する支払請 求書を提出する場合にあつ ては、四国経済産業局長 。)
福岡県、長崎県、佐賀県、 熊本県、大分県、宮崎県、	九州産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2	九州産業保安監督部長 (第17条第1項及び第2

鹿児島県	項並びに第37条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	項並びに第37条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長 (第17条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	那覇産業保安監督事務所長 (第17条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、経済産業大臣)

附 則

- この要綱は、令和3年5月13日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きは、なお従前の例による。
- この要綱で定める申請及び届出等に係る書類の提出先及び経由は、次の表の左欄に掲げる補助対象鉱山又は坑廃水処理補助対象鉱山の所在地に応じ、同表の右欄及び中欄に掲げるとおりとする。

補助対象鉱山又は坑廃水処理 補助対象鉱山の所在地	経 由	提 出 先
北 海 道	北海道産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	北海道産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、北海道経済産業局長。)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部 東北支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、東北経済産業局長。)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、静岡県、 長野県、東京都、神奈川県、 山梨県、千葉県	関東東北産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	関東東北産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、関東経済産業局長。)
岐阜県、愛知県、三重県、 石川県、富山県	中部近畿産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及	中部近畿産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及

	び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、中部経済産業局長。)
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、近畿経済産業局長。)
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県	中国四国産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、中国経済産業局長。)
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	中国四国産業保安監督部 四国支部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、四国経済産業局長。)
福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	九州産業保安監督部長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、九州経済産業局長)
沖縄県	那覇産業保安監督事務所長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合に限る。)	那覇産業保安監督事務所長 (第20条第1項及び第2項並びに第43条第1項及び第2項に規定する支払請求書を提出する場合にあつては、経済産業大臣)

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、坑廃水処理補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれに

も該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表1. (第4条及び第27条関係)

工事費算定基準

費目	費目の細目	費目の細目の内容及び算定基準
1. 本工事費 2. 附帯工事費	(1) 直接工事費	<p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材料費及び直接経費の3要素について積算する。</p> <p>イ 労務費 労務費は、工事の施工（坑廃水処理補助事業の場合を含む。以下同じ。）に直接必要な労務の費用とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第2項の規定によって承認を受けた設計単価及び歩掛（以下「承認単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって承認単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。</p> <p>ロ 材料費</p>

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用（購入場所から現場までの運搬費を含む。）とし、承認単価及び歩掛により算定する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

ハ 直接経費

直接経費は、工事の施工に直接必要な(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる経費とし、それぞれに定めるところにより積算する。

(イ) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

(ロ) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事の施工に直接必要な電力、電灯使用料及び用水使用料（基本料を除く。）とする。

(ハ) 機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）とし、「補助事業等に係る工事設計書の作成について（昭和34年4月1日建設省発会第107号建設事務次官通知）」三(1)別紙「補助事業等請負工事機械経費積算要領」により積算し、その他の器具等の経費についてはこれに準じて積算する。

(2) 共通仮設費

イ 共通仮設費の各項目の積算

共通仮設費の各項目の積算は、次の(イ)から(ト)までに掲げる費用で各工事部門に共通的なものとし、それぞれに定めるところにより工種区分ごとに積算する。

(イ) 運搬費

運搬費は、機械器具の運搬に要する費用及び現場内における器材の運搬に要する費用とする。

(ロ) 準備費

準備費は、工事施工のための準備及び跡片付けに要する費用、調査、測量及び丁張り等に要する費用並びに伐開、整地及び除草等に要する

費用とする。

(ハ) 仮設費

仮設費は、工事の施工に必要な仮道、仮橋、現場補修等に要する費用、用水、電力等の供給設備に要する費用及び機械設備の設置等に要する費用とする。

(ニ) 安全費

安全費は、交通管理に要する費用、安全施設等に要する費用、安全管理等に要する費用並びに工事施工上必要な安全対策等に要する費用とする。

(ホ) 役務費

役務費は、土地（営繕に係る敷地を除く。）の借上げに要する費用及び電力、用水等の使用基本料とする。

(ハ) 技術管理費

技術管理費は、品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用並びにその他技術管理上必要な資料の作成に要する費用とする。

(ト) 営繕費

営繕費は、現場事務所、試験室等の営繕に要する費用、労務者宿舎の営繕に要する費用、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用、労務者の輸送に要する費用並びに前記に係る土地・建物の借り上げに要する費用とする。

ロ 共通仮設費の算定

共通仮設費の算定は、「土木請負工事の共通仮設費算定基準（昭和55年2月22日建設省官技発第89号）」により算出した額の範囲内とし、「公共土木施設災害復旧事業に係る設計書の作成等について（昭和43年4月1日建設省河防発第40号建設省河川局長通知）」（以下「河川局長通知」という。）別表第1に掲げる工種区分に従って所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。ただし、実施に当たって河川局長通知別表第1により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した計算により算定することができる。

(イ) 率計算による部分

次の算定式により算出する。

本工事費中の直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋仮設費…………… A

附帯工事費中の直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋仮設費…………… B

本工事費中の共通仮設費

$$= A \times [(A + B) \text{ に係る共通仮設費率}]$$

附帯工事費中の共通仮設費

$$= B \times [(A + B) \text{ に係る共通仮設費率}]$$

(ロ) 積上げ計算による部分

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

なお、坑廃水の処理については、率計算による算定は行わず、積上げにより算定する。

(3) 現場管理費

現場管理費は、工事の施工に当たって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、河川局長通知別表第 2 に従って次の算式により算出する。ただし、実施に当たって河川局長通知別表第 2 により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した計算により算定することができる。また、実施に当たりやむを得ない事由により工事を分割して施工する場合には、分割して施工する部分ごとに算出することができる。

なお、坑廃水の処理については電力費及び坑廃水処理に使用する中和剤等の費用を除いたうえ、次の算式により算出した額を超えない範囲で必要な経費を積上げにより算出するか又は次の算式（坑廃水の処理が同様の規模で継続して行われる場合であって、当該坑廃水の処理が補助対象とされた年度から起算して 2 年目以降であるものについては、次の算式に用いる現場管理費率は、0.8 を乗じた値とする。）により算出する。

本工事費中の純工事費…………… A

附帯工事費中の純工事費…………… B

本工事費に係る支給品費…………… C

附帯工事費に係る支給品費…………… D

$$\text{本工事費中の現場管理費} = (A + C) \times [(A + B + C + D) \text{ に係る現場管理費率}]$$

$$\text{附帯工事費中の現場管理費} = (B + D) \times [(A + B + C + D) \text{ に係る現場管理費率}]$$

	<p>(4) 一般管理費等</p>	<p>一般管理費等は、一般管理費及び利潤とし、河川局長通知別表第3に従って次の算式により算出する。ただし、実施に当たって河川局長通知別表3により難しい場合には、実施時期、地域の実態、他の事業との関連等を考慮した計算により算定することができる。また、実施に当たりやむを得ない事由により工事分割して施工する場合には分割して施工する部分ごとに算出することができる。</p> <p>なお、坑廃水処理については電力費及び坑廃水処理に使用する中和剤等の費用を除いたうえ次の算式により算出する。</p> <p>本工事費中の工事原価 …………… A 附帯工事費中の工事原価 …………… B 本工事費中の一般管理費等 = A × (A + Bに係る一般管理費等率) 附帯工事費中の一般管理費等 = B × (A + Bに係る一般管理費等率)</p>
	<p>(5) 消費税及び地方消費税相当額</p>	<p>消費税及び地方消費税相当額は、工事価格に消費税の及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p>
<p>3. 測量及び試験費</p>	<p>測量及び試験費</p>	<p>測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては調査、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、土地の借料、機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。</p>
<p>4. 用地費及び補償費</p>	<p>用地費及び補償費</p>	<p>用地費及び補償費は、工事の施工に必要な土地の損料及び工事の施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用をいう。</p> <p>用地損料の額は打切補償に見合う額とする。</p>
<p>5. 工事雑費</p>	<p>工事雑費</p>	<p>工事雑費は、工事現場事務に必要な経費であって、その工事費（1から4までの費目の合計）に1,000分の20を乗じて得た額とする。</p>
<p>6. 事務経費</p>	<p>事務経費</p>	<p>事務経費は、工事の実施に必要な地方公共団体又</p>

		は坑廃水処理事業者の事務経費であって工事費（1から5までの費目の合計）に1,000分の50を乗じて得た額とする。
--	--	----------------------------------------------------------

別表 2. (第5条及び第28条関係)

補助事業の種類	提出期限
<p>鉱害防止工事</p>	<p>当該年度の7月31日</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p>
<p>危害防止工事</p>	<p>当該年度の8月31日</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p>
<p>坑廃水処理</p>	<p>当該年度の7月31日</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p>

別表 3. (第10条及び第33条関係)

工事内容及び経費の配分の軽微な変更

経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
<p>1. 本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに用地費及び補償費の相互間における流用で流用先の経費の1割以内の変更となるもの</p> <p>2. 工事雑費及び事務経費から、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに用地費及び補償費への流用</p>	<p>次に掲げるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないもの</p> <p>1. 工事施工箇所の変更が工事の重要な部分に関するもの</p> <p>2. 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの</p> <p>3. 本工事費、附帯工事費並びに測量及び試験費の工種別の金額の2割を超える変更又は5百万円を超えるもの</p> <p>4. 事務経費のうち、食糧費の増額</p>

別表 4. (第50条関係)

坑廃水処理補助対象鉱山

鉱山の名称	事業場の名称	事業場の所在地
土畑鉱山	<p>土畑坑水処理場</p> <p>土畑鉱山畑ヶ沢廃水処理場</p>	<p>岩手県和賀郡西和賀町上野々39地割56番地の2</p> <p>岩手県和賀郡西和賀町上野々39地割50</p> <p>岩手県和賀郡西和賀町字鷺之巣国有林</p>